

## 1 議事日程（第3日）

（平成23年第4回有田川町議会定例会）

平成23年12月20日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 発委第2号 有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第86号 平成23年度有田川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議案第87号 平成23年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第88号 平成23年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第89号 平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第90号 有田川町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第91号 有田川町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第92号 有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第93号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第94号 訴訟の提起について
- 日程第11 議案第95号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第12 議案第96号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第13 議案第97号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第14 議案第98号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第15 議案第99号 有田川町都市農山漁村総合交流促進施設体験作業棟条例の制定について
- 日程第16 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件（請願第2号）
- 日程第17 総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件（請願第3号）
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第20 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第21 議員派遣の件
- 日程第22 議長への委任について

## 2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史

5番 岡 省 吾  
7番 湊 正 剛  
9番 森 本 明  
11番 坂 上 東洋士  
14番 西 弘 義  
16番 竹 本 和 泰  
18番 森 谷 信 哉

6番 前 勢 利 夫  
8番 佐々木 裕 哲  
10番 殿 井 堯  
13番 新 家 弘  
15番 中 山 進  
17番 亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

12番 楠 部 重 計

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番 東 武 史

16番 竹 本 和 泰

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（20名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	会 計 課 長	西 尾 幸 治
総 務 課 長	山 田 清 美	企 画 財 政 課 長	武 内 宜 夫
消 防 長	前 田 英 幸	福 祉 課 長	大 方 肇
環 境 衛 生 課 長	河 島 一 昭	住 民 課 長	橋 伸 二
税 務 課 長	高 垣 忠 由	建 設 課 長	東 信 行
産 業 課 長	福 原 茂 記	地 籍 調 査 課 長	山 本 泰 司
水 道 課 長	前 守	下 水 道 課 長	東 敏 雄
教 育 委 員 長	早 田 智 代	教 育 長	楠 木 茂
こども教育課長	坂 上 泰 司	社 会 教 育 課 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 山 下 時 克 書 記 林 美 穂

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（新家 弘）

おはようございます。

12番、楠部重計君から欠席の届け出がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか19人であります。

……………日程第1 発委第2号……………

○議長（新家 弘）

日程第1、発委第2号、有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐々木裕哲君。

○議会運営委員長（佐々木裕哲）

発委第2号、有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

有田川町行政組織条例が本年9月議会において成立して、平成24年1月1日に施行されるため、所要の改正の必要が生じ、当議会委員会条例の一部を改正するものがあります。

内容は、行政組織が部制の設置により従来の課が分割され、新たに課が設けられることに伴い、常任委員会での所管事項をつかさどる課が新設されることによるものがあります。

かつて常任委員会の構成については、事務に関する部門ごとにこれを設けるとして、執行部局に対応して、いわゆる縦割り方式を暗示するような表現がなされ、当議会においてもそのようになっていました。しかし、今回、執行部局に対応して常任委員会とした場合、一つの常任委員会の所管事項が多岐にわたったり、反対に所管事項が少なくなる委員会が出てくるため、今回の改正は執行部局に対応した縦割り方式にこだわらず、新設される課も従来からの所管事項をつかさどる委員会で対応できるように混合方式を採用したものであります。

なお、附則として施行期日は有田川町行政組織条例の施行期日に合わせて、平成24年1月1日といたしております。慎重に御審議いただき、御賛同賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（新家 弘）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第2 議案第86号……………

○議長（新家 弘）

日程第2、議案第86号、平成23年度有田川町一般会計補正予算第7号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第86号について、質疑をさせていただきます。

補正予算の歳出の6ページに債務負担行為の有田川町スクールバス運行事業業務委託料が明記されています。平成24年度から26年度までの3年間で2億2,483万8,000円を予定していますが、今回の業務委託の内容について御説明をいただきたいと思います。

担当課でお願いします。

○議長（新家 弘）

こども教育課長、坂上泰司君。

○こども教育課長（坂上泰司）

ただいまの増谷議員の質疑にお答えいたします。

スクールバス運行事業委託料なのですが、平成24年度から26年度までの3年間の債務負担行為をお願いするものです。この内訳といたしまして、金屋地区で8路線、また清水地区で9路線になっています。合わせまして17路線の事業費になっております。1路線当たりの算出基礎ですが、復路のみの路線もありますので単純にはあわせませんが、平均しますと450万円ぐらいになっております。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

今、御説明いただいたわけですが、それに基づいて、さきの14日の一般質問でもスクールバスの運転手の問題で質問がありまして、町長も答えていただけてますが、あわせて担当課にも運転手への再度雇用の問題で努力していただけるかどうかの答弁を求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（新家 弘）

こども教育課長、坂上泰司君。

○こども教育課長（坂上泰司）

運行の形態につきましては、町長の答弁のとおりであります。

以上です。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第3 議案第87号……………

○議長（新家 弘）

日程第3、議案第87号、平成23年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第4 議案第88号……………

○議長（新家 弘）

日程第4、議案第88号、平成23年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第5 議案第89号……………

○議長（新家 弘）

日程第5、議案第89号、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第6 議案第90号……………

○議長（新家 弘）

日程第 6、議案第 90 号、有田川町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 7 議案第 91 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 7、議案第 91 号、有田川町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 8 議案第 92 号……………

○議長（新家 弘）

日程第8、議案第92号、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第92号について、3点ばかり質疑をさせていただきます。

まず第1点目は、過料の引き上げについて伺います。

過料は、町民税の納税管理人に係る不申告に関する、町民税に係る不申告に関する、退職所得申告書の不提出に関する、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する、固定資産に係る不申告に関する、軽自動車税に係る不申告に関する、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する、こういう場合の過料となっていますが、これまでそれぞれ過料3万円を科した実績があるのかどうか伺います。

第2点目に、今回の過料を引き上げる理由、根拠は何でしょうか。上位の地方税法の改正から来るということではなく、そもそも引き上げる理由を御説明いただきたいと思います。

三つ目に、今回、たばこ税に係る不申告に関する過料や、特別土地保有税に係る不申告に関する過料が、なぜ新たに追加されたのでしょうか。

以上、3点にわたって質疑をいたします。

○議長（新家 弘）

税務課長、高垣忠由君。

○税務課長（高垣忠由）

増谷議員の質疑にお答えします。

無申告に対しての過料の実績についての質問にお答えします。

町税の無申告は、税の公正性を保つため、申告していない方を毎年呼び出して、申告指導をしているところです。合併後においては、町税の無申告者に対しては、科した実績はありません。23年度ですけれども、町民税の無申告者は170件、22年度の無申告者230件、21年度で190件、また国保税の簡易申告書の件数ですけれども、毎年700件ほどございます。

それと、過料の引き上げの理由、また根拠及び特別土地保有税はあるんですけども、たばこの過料を新たに追加した理由としては、経済社会状況の変化に対応した税制への信頼の一層の確保及び税の公平性を担保とするため、脱税犯や故意に申告を行わない者に対して罰則を強化するため地方税が改正された。同様にたばこ税等の不申告者の過料が地方税において新たに定められました。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1 番、増谷憲君。

○1 番（増谷 憲）

反対の立場から討論させていただきます。

今回、寄附金税額控除の範囲がよくなったことに対しては賛成でありますけれども、今回、罰則の過料が3万円から10万円に引き上げられている内容になっています。しかも、これまで過料に該当するのが7項目でしかなかったのに、新たにたばこ税に係る不申告や特別土地保有税に係る不申告の過料が追加されました。これまで過料を科された実績をお伺いしましたが、実績はないということであります。そして、無申告者への指導、平成23年度では町税で170件行っているように、指導で御努力いただいていることでもあります。過料を仮に引き上げたとしても、収納率が上がるわけでもなく、引き上げる理由になっているとは思えません。税制への信頼や税の公平性を担保するというのであれば、庶民いじめの消費税の引き上げではなくて、消費税のほとんど一部の大企業や資産家への減税に回っているこのことから、まずたださなければならぬと思います。庶民への見せしめ的な罰則を設けても、税の公平性は担保されないことを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（新家 弘）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第93号……………

○議長（新家 弘）

日程第9、議案第93号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第10 議案第94号……………

○議長（新家 弘）

日程第10、議案第94号、訴訟の提起についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

この件で、全員協議会でも副町長にもお願いしてたんですが、要は提訴、そしてまた被告人みたいな形にと、形としたらなると。ここへも書いてるように、明治44年4月から、田殿小学校が尋常小学校のときからもう使わせていただいていたと。そして地籍が入って、34名の今現在は所有権者がおると。それでこういう形の中で、行方不明の人からいろいろな形の中で登記するには難しいんでという形の中で、こういうふうになってるところと思います。

ただ僕、なぜこういう点で聞くかっていうたら、3月の東日本大震災のときに、消防職員はもうその日の夜に消防長からの依頼もあって、この職員の派遣をしてくれたと。

また、各課から岩手県へ有田川町の職員も行ってきて、これをまた6月議会にもそういう話の中で、ただこんなえ一般的にもし有田川町にも東南海とかいろいろな震災のこともあるんで、その町のほうも勉強がてら指名して、これは町長のほうからの指名で行ったのかなと聞いたら、そうと違くて、こういう何へて言うたら、名乗りを上げてくれるという形の中で職員が行ってくれた。やっぱりそれは有田川町市民のことも思い頑張ってやってたのに、先日の地方紙には、向こうに行った人は物すごい月給をもうたとかそういうこともあったんです。そのときも、そういう疑念もしたんで、やっぱし行った職員には、何か町長さんからも感謝状を差し上げていただきたいなど

いうことを提案させていただいて、その後、どんなになっておるかわかりません。広報を見てでもそういう感謝状の項目も見つかりませんでした。

そして、この現在の議案第94号についてでも、「おい、てきやね、有田川町に告訴されてたらしいよ」と、こういう話がまたあり得ると思います。やっぱり感謝状を受けてくれるんやったら、町長からでも出しますっていうぐらいのことを教育委員会のほうからも、向こうへ聞いていただきたいなというのが1点と、町長のほうもそうやって聞いて、「いただくよ」っていう方については感謝状の1枚でも出していただきたいなと。そしたら、「おまえとこ告訴されたらしいの」っていうて、「いやそんなことないで、こんな感謝状ももうちやるで」っていうふうになると思うんで。こういう形をとらんなんということは、もう勉強したけど、今の議員も質問したんで、もうそれは問いません。ただ、こういう形をとらんんだらしゃあない。ただやっぱり本決議的にそこの土地をっていうても34名の方がいてると。その中で連絡もとれない方もあると。それでこういう形を機嫌よく売れる人に対してもそうするんで。我々としても、議会としても、みんなこんな苦しいことないなと。寄附いただくんに、ここにでも書いてるんが、「被告になるべき一覧表」といったこういう点もあるんで、その点を質問の意を酌んでいただいて、町長のお考えをちょっとお聞きしたいこう思います。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員の質疑にお答えをしたいと思います。

まず震災のとき、6月議会で亀井議員から感謝状というお話も伺いました。これについては、やっぱり職員にすれば、当然職員として手を挙げてくれたんだと思ってます。それで震災については、職員だけと違って、また一般の方々も何人か東北の応援に行ってくれております。それで行ってくれた職員には、報告を受けた都度、厚く御苦労やったなというお礼は言わせていただいております。

それでまた、もう一つの田殿小学校の件でありますけれども、非常に私としても寄附してくれた人を被告人だっていうような扱いをせざるを得なかったということに非常に心苦しいところもあるんですけれども、こういう手法しかなかったということで、もう既に30数名の方にはこの旨をお伝えして了解をいただいているところであります。

それでまた、感謝状についても、もし受け取ってくれるのであれば、お礼の文とともに感謝状も添えて渡したいなと思います。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第11 議案第95号……………

○議長（新家 弘）

日程第11、議案第95号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

（発言する者あり）

○議長（新家 弘）

しばらく休憩をいたします。

~~~~~

休憩 10時03分

再開 10時04分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開をします。

ただいま任命されました早田教育委員長がおられますので、就任のあいさつを許可します。

○教育委員長（早田智代）

ただいま、有田川町教育委員の御承認をいただきましてありがとうございます。

微力ではございますが、一生懸命に努めてまいりたいと存じます。議員の方々の御支援、御指導を賜りますよう切にお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。（拍手）

……………日程第12 議案第96号……………

○議長（新家 弘）

日程第12、議案第96号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第13 議案第97号……………

○議長（新家 弘）

日程第13、議案第97号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第14 議案第98号……………

○議長（新家 弘）

日程第14、議案第98号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程15 議案第99号……………

○議長（新家 弘）

日程第15、議案第99号、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設体験作業棟条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第16 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件（請願第2号）……………

○議長（新家 弘）

日程第16、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の請願第2号、二川温泉施設の存続を求める請願について、会議規則第75号の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

……………日程第17 総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件（請願第3号）……………

○議長（新家 弘）

日程第17、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の請願第3号、藤並公民館施設充実のための移転を求める請願について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

……………日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（新家 弘）

日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をし

ました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件……………

○議長（新家 弘）

日程第19、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件議を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました継続調査を要する所管事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第20 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（新家 弘）

日程第20、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第21 議員派遣の件……………

○議長（新家 弘）

日程第21、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。  
よろしく申し上げます。

……………日程第 2 2 議長への委任について……………

○議長（新家 弘）

日程第 2 2、議長への委任についてお諮りします。

本定例会におけるすべての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第 4 5 条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。  
お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成 2 3 年第 4 回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 10 時 17 分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長           新    家           弘

4    番    議    員           東           武    史

16   番    議    員           竹    本    和    泰